

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

長崎厚生年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、42万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を42万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、42万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、42万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を42万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、42万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、37万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を37万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、37万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 445

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、35万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を35万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、35万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 446

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、31万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を31万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、31万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、32万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を32万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、32万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、31万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を31万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、31万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、10万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を10万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、10万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、5万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、5万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、33万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を33万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、33万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、22万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を22万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、22万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 453

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、22万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を22万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、22万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を25万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月25日に支給された賞与において、29万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を29万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

A社から平成16年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年夏季賞与明細書によると、申立人は、29万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当社が平成16年6月25日に支給した賞与の届出については、事務担当者がフロッピーディスクにより賞与支払届を提出したものの、データが未登録であるとして返却された。その後、データを入力の上、フロッピーディスクを再提出する予定であったが、失念していた。このため、当該賞与に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年12月30日から36年1月5日まで

私は、昭和34年4月1日、A社に入社し、平成9年4月1日に退職するまでの38年間、途中で退職も休職もすることなく、継続して勤務していた。詳細な時期は覚えていないが、申立期間ごろに、A社は業務拡大により法人化され、B社に名称が変更されたことがあり、申立期間の記録の欠落は、このことが要因とも考えられるが、事業所の名称が変更された以外に、社長や事業所の所在地等には一切の変更も無く、給与から引き続き社会保険料が控除されていた記憶がある。

給与明細書等の資料は保管していないが、申立期間においても、継続してA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間において、A社に継続して在籍していたものと推認される。

また、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該事業所は、昭和35年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、改めてB社として36年1月5日に適用事業所となっていることが確認できるところ、当該事業所及びB社の事業主であった者は、「個人経営から会社組織に変更するのに合わせて、A社から

B社に名称を変更したが、事業は継続しており、厚生年金保険も継続していると思っていた。」としている上、申立人と同様に35年12月30日に当該事業所に係る被保険者資格を喪失し、36年1月5日にB社に係る被保険者資格を取得している者で、事情を聴取できた7人のうちの6人は、いずれも「新年に出勤した時に会社の名称が変わっていたが、年末にA社を退職し、年始にB社に入社したわけではないので、事業も継続していたと思うし、従業員もそのまま在籍していたはずである。」としており、このうちの3人は、「名称が変わった前後の期間において、給与から社会保険料が控除されなかった月は無かったと思う。」としている。

なお、オンライン記録及び当該事業所に係る被保険者名簿により、A社は昭和35年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、前述のとおり、当該事業所及びB社の元事業主は、「個人経営から会社組織に変更するのに合わせて、A社からB社に名称を変更したが、事業は継続しており、厚生年金保険も継続していると思っていた。」としている上、当該事業所が適用事業所ではなくなった日（昭和35年12月30日）に被保険者資格を喪失した27人（申立人を除く。）のうち20人については、B社が新規適用された時点（昭和36年1月5日）でB社の被保険者資格を取得していることが確認でき、業種及び従業員数から見て、当該事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に全喪の届出を行ったものと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年1月30日から同年7月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月30日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から36年7月1日まで

私は中学校を卒業した後の昭和35年10月から36年7月に下船するまで、A社のB丸に乗船していた。給与から船員保険料として650円から750円ぐらいが控除されていたことを覚えているので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年1月30日から同年7月1日までの期間については、申立人が覚えている同僚二人は、それぞれ「私がA社の船に乗っていたときに、申立人は乗船してきた。いつから働いていたかはよく覚えていないが、少なくとも昭和36年の正月ごろには乗船していたことは間違いない。」「申立人がA社の船に乗ることになったので、私は別の業務の担当となり、それまで担当していた業務を申立人が担当することになった。申立人が乗船した時期を明確には覚えていないが、申立人が毛糸の帽子を被っていたことを覚えているので、寒い時期であったと思う。」と証言しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間における当該同僚二人の被保険者記録が確認できる。

また、申立期間当時、A社の給与計算等の経理事務を担当していた者は、「A社は、C社がD県での漁業権を得るためにE市に設立した会社であり、

A社の社長を含めた社員の給与関係の事務は、すべてC社で行っていた。当時は、船員が船員手帳を所持しているか否かにかかわらず、船長が毎月持参する出勤簿から、給与を計算し、船員保険料は給与を支給するすべての船員から控除していた。申立人のことは覚えており、乗船していた期間までは覚えていないが、その間に支給した申立人の給与から船員保険料は控除していた。」と証言している。

さらに、A社に係る被保険者名簿を見ると、前述の同僚二人のうち、申立人の前に申立人と同じ業務を担当していたとする同僚（以下「前任者である同僚」という。）は、昭和35年9月6日にA社の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、その2行後に、その同僚と同姓で名前の一部の漢字表記が異なるものの、生年月日が同じ者が、36年1月30日にA社の被保険者資格を取得し、取得重複により同日付けで取り消されている記録が確認できる上、同様に同日に被保険者資格を取得している者が取得重複により被保険者資格を取り消されている記録が確認できるほか、被保険者の生年月日が相違していることによる訂正記録が散見されることを踏まえると、A社が、申立人と前任者である同僚を誤って届け出た可能性を否定できない。

加えて、A社は、A社に係る被保険者名簿により、昭和36年7月1日に事業所廃止を理由に船員保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、A社に係るすべての被保険者が同日までに被保険者資格を喪失しており、前述の同僚を含む複数の被保険者が同日に被保険者資格を喪失していることから、申立人も同日にA社の被保険者資格を喪失したと考えるのが合理的である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の前任者である同僚がA社の被保険者資格を取得した昭和35年9月及びその同僚と同じ職種であった者のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪している上、当時の事業主の所在は不明であり、これを確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による資格取得届及び資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年 10 月から 36 年 1 月 30 日までの期間については、前述の同僚等の証言により、申立人が少なくとも当該期間の一部に勤務していた可能性は否定できないものの、申立人が A 社に勤務していた期間を特定することができない。

また、当該期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は昭和 20 年 5 月 1 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 19 年 6 月から 20 年 4 月までの標準報酬月額については、30 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 16 年 4 月に A 社に入社した。当初は、運転助手として勤務していたが、A 社が 19 年 3 月に B 社に吸収合併された後の同年 9 月に運転免許を取得してからは運転手として勤務していた。

その後、C 市にあった陸軍に召集されたので、B 社に在籍したまま昭和 20 年 5 月 3 日に入隊し、終戦後すぐに B 社に復職し、25 年 9 月まで継続して勤務していた。

申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳。以下「旧台帳」という。）により、申立人は、17 年 1 月 1 日に B 社 D 出張所（昭和 19 年 2 月に B 社と合併するまでは、A 社）に係る厚生年金保険（昭和 19 年 10 月 1 日以前は、労働者年金保険。以下同じ。）被保険者資格を取得し、19 年 6 月 1 日に同資格を喪失した記録が確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時の B 社 D 出張所における申立人自身の業務内容、複数の同僚の氏名及び業務内容並びに出征時の出来事（陸軍に志願して、昭和 20 年 5 月 1 日に出征祝いが行われたこと、同年 5 月 3 日に C 市にあった陸軍に入隊したこと等）を具体的に覚えている上、申立人が

覚えている同僚で事情を聴取できた一人は、「申立人は、出征する前まではB社に勤務し、復員後もB社に勤務していたことを覚えている。」としており、申立人の主張に不自然な点は認められないものの、B社は、「当社が保管している健康保険・厚生年金保険台帳では、申立人の記録は、昭和31年5月からとなっている。それ以前の被保険者記録が確認できる期間については、当社に在籍していたと思われるが、それ以外の期間については、当社の資料で在籍を確認できない。」としていることを踏まえると、申立人は、少なくとも出征する直前の当該期間において、B社D出張所に継続して勤務していたものと推認される。

さらに、旧台帳の備考欄には、「自17.1.1至19.6.1名簿 20.*.* (焼失)、一部照合済台帳 31.12.11認定」と記載されており、昭和20年*月*日の空襲により申立人に係る当初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失したことが確認できる上、社会保険事務所(当時)は、「原因は不明であるが、A社に係る被保険者名簿及びB社D出張所に係る昭和21年1月以前の被保険者名簿は確認できない。」とし、旧台帳における被保険者記録の復元の経緯も不明であるほか、旧台帳に記載されている事業所に係る記録のうち、焼失した記録以外は、記録を照合したと思われる者の印鑑が記載事項(「事業所名」、「資格取得日」等)ごとにすべて押されていることを踏まえると、申立人の旧台帳は、焼失した記録の復元が的確に行えなかったものの、一部照合済台帳として31年12月11日に認定されたものと推認される。

以上の事実を前提とすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年5月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当

の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮し、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和20年5月1日から21年4月1日までの期間については、申立人は、「私は、B社に在籍したまま、志願してC市にあった陸軍に入隊し、終戦後、しばらくしてから復員した。復員後は、B社が空襲に遭っていたので、その後片付けをし、その後は、物資の買付けや運搬の作業に従事していた。」としているが、B社は、前述のとおり、B社が保管している当時の資料において、申立期間における申立人の在籍は確認できないとしている上、「当社に勤務しているときに、戦争に応召された者を当社に在籍させたままで厚生年金保険に継続して加入させていたかは不明である。」としているほか、前述の同僚に事情を聴取しても、申立人がB社D出張所に在籍したまま出征したかどうかは承知しておらず、申立人の復員時期も覚えていないことから、申立人が、当該期間において、B社又はB社D出張所に在籍していたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、当該期間において被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

私は、平成10年2月に交通事故に遭い、その保険金が振り込まれたときに、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付しようと思った。そこで、同年3月に、A町役場の年金担当窓口に行ったところ、「さかのぼって納付できるのは、過去2年分の保険料である。」と言われたので、すぐにA町役場内の現金自動預け払い機で現金を引き出し、年金担当窓口で2年分の国民年金保険料として30万円を納付し、たぐさんの領収証書と数千円のお釣りをもらったことを覚えている。そのときにもらった領収証書は既に処分し、現在は持っていないが、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料は、制度上、過年度保険料であり、市町村役場で収納することはできなかったものと考えられるほか、A町は、「当時、当町では、過年度保険料の納付書は発行しておらず、住民から、過年度保険料の納付についての照会等があった場合には、本人又は当町の担当者から過年度保険料の納付書の発行を社会保険事務所（当時）に依頼していた。」としていることから、申立人の主張は不自然な点が見受けられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年9月から61年3月まで

私は、昭和52年12月ごろにA市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は、市役所から郵送されて来た納付書により納付していたが、領収書等については保管していない。

夫から、「昭和61年4月から、サラリーマンの妻は、国民年金保険料を納付しなくても良い。」と聞いてB支所に行ったとき、B支所の職員から、「国民年金保険料を納付しても、納付しなくても良い。あなたの自由です。」との説明を受けたので、B支所で、保険料を納付しない手続きを行ったことを覚えている。

申立期間については、昭和59年9月28日付けで、私の国民年金の被保険者資格が喪失している記録となっているが、当時、夫はA市役所に勤務しており、特段、生活に変化は無く、自分から資格喪失の手続きをすることなど考えられない。申立期間の国民年金保険料は絶対に納付しているはずであるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人が所持している年金手帳を見ると、国民年金の記号番号は、申立期間直前の納付記録が確認できる昭和52年12月ごろに払い出された記号番号とは異なる記号番号が記録されているほか、「はじめて被保険者となった日」が昭和61年4月1日と記載されていることから、第3号被保険者制度が発足した61年4月1日の時点で、申立人は国民年金の被保険者ではなかったため、第3号被保険者となる申立人に改めて国民年金の記号番号及び国民年

金手帳が発行されたものとするのが自然である。

また、申立人は、「夫から昭和 61 年 4 月から、サラリーマンの妻は国民年金保険料を納付しなくとも良い。」と聞き、A 市役所 B 支所でその手続を行ったと主張しているものの、第 3 号被保険者制度が発足した昭和 61 年 4 月の時点で、申立人の夫は、C 組合（現在は、D 組合）の組合員であることが確認できるところ、社会保険庁（当時）から各組合等の長に行われた通知により、C 組合員の被扶養配偶者であったと推認される申立人の第 3 号被保険者の加入手続は、C 組合を通じて行われたものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年7月まで

私は、昭和47年*月に結婚し、その後間もなくして、夫と共にA町役場で国民年金に加入した。

昭和50年か51年ごろ、A町役場から、私たち夫婦二人に対して、「20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるので納付するように。」との通知があり、夫の分は非常に高額となったため、私の分のみ、20歳までさかのぼって国民年金保険料をA町役場で納付したはずである。これまでも国民年金保険料はきちんと納付してきたのに、未納期間があることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月17日ごろに夫と連番で払い出されていることが確認できるものの、オンラインの記録上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が申立期間直後に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である47年1月31日とされている上、申立人が所持している3冊の国民年金手帳においても、初めて国民年金の被保険者となった日は同日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、未加入期間の国民年金保険料を特例納付により納付することはできないほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る特殊台帳により、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和47年1月から同年9月までの国民年金保険料を50年8月3日に第2回特例納付により納付していることが確認できることから、

申立人は、50年8月の時点で未納であった47年1月（申立人が初めて国民年金の被保険者となった月）から同年9月までの国民年金保険料を特例納付により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 4 月まで

私は、昭和 39 年 4 月ごろから 41 年 4 月までの期間において、A 市内に本店がある B 社が C 市内のデパートに出店していた店舗に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間において、当該事業所が出店していたデパートの店舗に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している職場の同僚と一緒に写った写真（裏面に「S40. 5 月 28 日撮」と記載）及び同僚の証言により、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、B 社が C 市内のデパートに出店していた店舗に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立期間及びその前後の期間を見ても、申立人が覚えている同僚 3 人について、当該事業所に係る被保険者記録は確認できない上、申立期間直後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者（昭和 41 年 8 月 26 日から 44 年 6 月 21 日までの期間）は、「申立期間当時、私は、B 社が A 市内のデパートに出店していた店舗に勤務していた。採用面接の際、出店先で接客する従業員については厚生年金保険に加入させていないと会社の担当者から言われたので、自分から厚生年金保険への加入をお願いした。自分の被保険者記録を確認したところ、B 社は、採用してから約 1 年後に、私を厚生年金保険に加入させてくれたよう

である。」と証言しているほか、この者が記憶している前任者については、オンライン記録上、当該事業所に係る被保険者記録は確認できず、当該事業所は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

また、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらないほか、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月20日から32年まで
② 昭和32年から35年4月1日まで

申立期間①について、私は、昭和25年9月から32年ごろまで、A町（現在は、B町）の船舶所有者が所有するC丸に乗船していた。27年6月からの半年くらいは免許を取得するために下船していたが、給与は船舶所有者から受け取っていたし、免許取得後はC丸に再度乗船していた。

申立期間②について、私は、昭和32年ごろから39年3月まで、D市の船舶所有者が所有するE丸に乗船しており、時折、当該船舶所有者が役員であったF社が所有していたG丸にも乗船していた。

申立期間において、それぞれの船舶に乗っていたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言から、申立人が、少なくとも申立期間①の一部において、A町の船舶所有者が所有する船舶に乗っていたものと推認される。

しかし、オンライン記録上、当該船舶所有者は、昭和27年6月20日に船員保険を適用される船舶所有者ではなくなっており、申立期間①において、当該船舶所有者は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる上、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人を含む被保険者全員が同日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該船舶所有者は既に死亡している上、申立人が覚えている同僚二人のうち、事情を聴取できた一人並びに当該船舶所有者が船員保険の適用事業所ではなくなった日及びその直前までの期間において、当該船舶所有者に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の一部の頁の欄外にH社と記載されているものの、オンライン記録上、H社が船員保険を適用されたのは昭和40年5月1日であり、申立期間①において、H社は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間②については、複数の同僚の証言から、申立人が、少なくとも申立期間②の一部において、D市の船舶所有者及びF社が所有する船舶に乗っていたものと推認される。

しかし、オンライン記録並びにD市の船舶所有者及びF社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、いずれの船舶所有者も船員保険の適用を受けたのは、昭和35年4月1日であることから、申立期間②において、いずれの船舶所有者も船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる上、申立人が覚えている当時の事務担当者は、「私は、昭和34年か35年ごろから、D市の船舶所有者及び当該船舶所有者が役員であったF社の事務を手伝っていたが、いずれの船舶所有者においても、当初は、船員保険には加入していなかったので、申立期間の船員保険料は給与から控除していなかったと思う。」と証言している。

また、当時のD市の船舶所有者及びF社の事業主は既に死亡している上、D市の船舶所有者及びF社が船員保険の適用を受けた日（昭和35年4月1日）に、いずれかの船舶所有者に係る被保険者資格を取得したことが確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 16 日まで
② 昭和 39 年 8 月 14 日から 40 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 37 年に中学校を卒業した後、A社に就職した。B市C町にあったA社の出張所で2年間働いた後、会社の都合で配置転換となり、別の場所にあった本社で1年間働いた。

私の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和 37 年 4 月に入社後、途中で退職することもなく、40 年 5 月までA社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年に中学校を卒業した後、A社に入社した。」としているところ、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までの期間については、申立人は中学校に在籍している期間であり、申立人はA社に入社した時期を勘違いしている可能性を否定できない上、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、37 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた 17 人のうち、申立人を覚えている者は1人しかおらず、その者も申立人が勤務していた時期までは覚えていないため、申立人がA社に勤務していた期間を特定することができない。

また、前述の事情聴取できた 17 人の中で、自分の勤務期間を覚えていない者を除く 11 人のうち4人は、「私の入社時期と被保険者資格取得時期が相違している。」としていることから、A社は、申立期間当時、必ず

しもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない上、申立期間②について、前述の 17 人のうち 4 人については、オンライン記録上、申立人と同様に、いったん A 社に係る被保険者資格を喪失した後、再び被保険者資格を取得した記録となっていることが確認できるどころ、当時のことを覚えていない者及び他社に勤務していたとする者を除く 2 人は、いずれも「A 社に係る被保険者資格を喪失してから、再度、被保険者資格を取得するまでの期間においても、A 社に継続して勤務していた。被保険者記録が継続していない理由は分からない。」としており、その経緯は不明であるが、A 社は何らかの事情により、継続して勤務している従業員の被保険者資格をいったん喪失させた可能性も否定できない。

さらに、A 社は既に全喪している上、当時の事業主及び事務担当者は、それぞれ「当時の書類が残っていないので、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」、「40 年以上も前のことであり、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としているほか、前述の 17 人に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、A 社に係る申立人の被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致している上、A 社に係る被保険者原票を見ても、申立期間及びその前後の期間に、既に確認されている記録以外に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 36 年から 42 年 7 月ごろまで、A 社に勤務していた。当初、B 市 C 町にあった本店に数か月間勤務し、その後、B 市 D 町にあった A 社の店舗で退職するまで継続して勤務していた。

昭和 38 年に入院したときを含め、申立期間に病院で治療を受けたときは、A 社からもらった健康保険証を使用したのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社の B 市 D 町にあった店舗に勤務していたとしているところ、当時、A 社の役員であった者は、「B 市 D 町にあった A 社の店舗は、私の妻が、昭和 37 年 4 月 1 日に A 社から譲り受け、個人営業を始めた。従業員には、店舗を譲り受けることが決まったときに、A 社の社長から、そのことは伝えていると思う。」と証言し、当該役員の妻で、かつ、当該店舗の個人事業主であった者は、「E 社を始めた当初、厚生年金保険等に参加するために社会保険事務所（当時）に行ったが、『事業主を除いた従業員数が 5 人以上いないと厚生年金保険には加入できない。』と言われ、そのときの従業員は申立人を含めて 4 人しかいなかった。』と言われ、そのときの従業員は申立人を含めて 4 人しかいなかった。時期は覚えていないが、雇用保険に参加させたことは覚えている。当時の経理は、私が担当しており、申立人を含む従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と証言している上、申立人が氏名を覚えている同僚 3 人のうちの A 社に係る被保険者記録が確認できる 1 人は、「申立人の在職期間は覚

えていないが、一緒にB市D町の店舗に勤務していたことは覚えている。また、当時、従業員は3人ぐらいしかいなかったと思う。」と証言しているほか、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、E社の事業主及び当該同僚は、申立人と同様に同年4月1日にA社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できること、及び41年6月1日から42年6月30日までの期間におけるE社に係る申立人の雇用保険の記録が確認できることを踏まえると、申立人は、申立人が主張するとおり、B市D町にあった店舗に勤務していたものの、その店舗は、37年4月1日にA社の店舗から個人経営の店舗に経営母体を変更され、申立人を含めて引き続きその店舗に勤務していた従業員は、A社の店舗の従業員から個人経営の店舗の従業員となったことから、同年4月1日にA社に係る被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

また、前述の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から22年11月5日まで

私は、A社に勤務していた従兄に誘われて、従兄が入社した約3か月後の昭和20年12月に当該事業所に入社し、23年に従兄を含めた同僚3人と一緒に退職した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和22年11月5日となっているが、申立期間は間違いなく当該事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に約3か月前に入社していた従兄に誘われて当該事業所に入社し、従兄を含めた同僚3人と一緒に退職した。」と主張し、申立人の従兄は、「私は、申立人をA社に入社するように勧めたことは覚えており、申立人は、私より3か月ぐらい後に入社し、私と同じ時期に退職したと思う。しかし、私自身が入社した時期や退職した時期を覚えていないので、申立人が入社した時期や退職した時期も分からない。」と証言しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の一部である昭和21年4月23日から22年7月26日までの期間において、その従兄の当該事業所に係る被保険者記録が確認できるものの、その従兄が被保険者資格を喪失した日は、申立人が被保険者資格を取得するよりも前である上、申立期間及びその前後の期間を見ても、申立人が覚えているほかの同僚二人の氏名は確認できないことから、当該事業所は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員に対し、勤務していた期間に応じて厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、当該事業所は、「当時の厚生年金台帳には申立人の氏名が無い。当該台帳は、昭和 23 年以前の記録が一部抜け落ちていると思われるが、当社が保管している資料においては、申立人が当社に在籍していたことを確認できない。」としている上、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人が当該事業所に勤務していた期間を特定できないほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿及び事業所別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のうち申立期間及びその前後の期間を見ても、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、その番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 28 日から 33 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 11 月に A 社が所有する船舶に乗船し、54 年 5 月に退職するまで A 社に継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間に係る船員保険の加入記録が抜け落ちていることが分かった。

しかし、私が所持している船員手帳において、申立期間も継続して乗船していたことが確認できる上、途中、乗船していた船舶の所有者が変更されているが、そのときの給与は引き続き A 社から支給されていたと記憶しているので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳により、申立人は、昭和 26 年 11 月 15 日から 27 年 7 月 7 日までの期間及び 30 年 4 月 12 日から同年 5 月 23 日までの期間は B 町（現在は、C 町）の船舶所有者の船舶に、28 年 4 月 1 日から 29 年 7 月 16 日までの期間、30 年 11 月 2 日から同年 12 月 2 日までの期間、同年 12 月 2 日から 31 年 5 月 2 日までの期間及び同年 5 月 24 日から 34 年 7 月 16 日までの期間は A 社が所有する船舶に、29 年 7 月 16 日から 30 年 4 月 12 日までの期間及び同年 5 月 24 日から同年 11 月 2 日までの期間は D 市の船舶所有者の船舶にそれぞれ乗船していたこと、及び 29 年 7 月 16 日に申立人が乗船していた船舶の所有者が A 社から D 市の船舶所有者に変更されていることが確認できるところ、複数の同僚の証言により、申立人は、A 社以外の船舶所有者の船舶に乗船している期間についても、引き続き A 社に所属する船員として、A 社から給与を支給されていたものと推認される。

しかし、船舶所有者記号払出簿により、A社は、昭和30年12月1日に船員保険の適用事業所ではなくなり、改めて33年9月1日に船員保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、30年12月1日から33年9月1日までの期間については、A社は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、A社の事務を担当していた者は、「A社は、昭和28年ごろから33年ごろまでは、経営が大変であったことを覚えている。申立人のことは覚えているが、申立人の申立期間に係る給与から船員保険料を控除していたかどうかは覚えていない。」と証言しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、A社の被保険者数は、昭和27年6月1日の時点では申立人を含めて70人であったものが、同年7月1日の時点では40人、同年8月1日の時点では17人と減少し、その後、28年8月1日までは十数人で推移していたものの、同年9月1日以降は3人以下となっていることが確認できる上、申立期間の一部において、申立人が乗船していた船の船長であった者は、「私は、船長として申立人と一緒に船に乗船していたが、私の年金記録も一部抜け落ちている。」と証言しているほか、A社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた3人は、いずれも「A社の船舶に乗船していた期間の一部が年金記録に反映されていない。」と証言していることから、申立期間当時、A社は、何らかの事情により、必ずしもすべての船員を船員保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

さらに、オンライン及び船舶所有者記号払出簿の記録上、申立期間当時、B町の船舶所有者及びD市の船舶所有者が船員保険を適用されていたことを確認できない上、D市の船舶所有者は、所在が不明のため、事情を聴取することができないほか、B町の船舶所有者に事情を聴取したものの、「申立人の申立期間に係る船員保険料を給与から控除したかどうか等については、分からない。」としており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月から35年7月13日まで
② 昭和36年9月1日から40年8月11日まで
③ 昭和42年9月19日から43年5月1日まで

私は、昭和32年5月にA社B出張所に入社し、ある時期にはA社に在職しながら、C社やD社でも勤務したことがあるものの、40年8月までA社B出張所に勤務していた。ところが、社会保険庁（当時）の記録によると、A社における私の厚生年金保険被保険者期間は、35年7月13日から36年9月1日までの期間及び40年8月11日から同年8月21日までの期間しか確認できないことに納得がいかない。

また、私は、昭和42年9月にE社に入社し、数か月後にE社F工場に異動となった。E社F工場に異動後、40日ぐらい過ぎたときに、会社から「休業補償（3か月分）を出すから。」と言われ、解雇された。ところが、社会保険庁の記録によると、E社における私の厚生年金保険被保険者期間は、43年5月1日から同年6月1日までの期間しか確認できないことに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和32年5月にA社B出張所に入社したと主張しているところ、時期は覚えていないが、申立人に担当業務を引き継いだとする同僚の証言により、申立人が、少なくとも申立期間①の一部において、A社B出張所に勤務していた可能性を否定できないものの、A社B出張所が設立された当初から勤務していた者で事情を聴取できた二人は、いずれも「申立人を覚えているが、A社B出張所が開設されたのは、

昭和33年の春であり、開設された当初は、申立人はA社B出張所には勤務していなかった。」と証言しており、申立人は、A社B出張所に入社した時期を勘違いしている可能性を否定できない上、A社の事業を継承したG社は、「当時は、営業職と事務職があり、営業職については、入社後、半年から1年の間は委託契約ということで歩合給のみを支給しており、厚生年金保険には加入させていなかった。営業成績が優秀で一定の条件を満たした者は後に正社員となり、そのときに厚生年金保険に加入させていた。」としているほか、35年4月にA社に係る被保険者資格を取得し、A社の社会保険委員であった者も同様の証言をしていることから、A社は、営業職として入社した従業員については、少なくとも入社した時点で厚生年金保険には加入させておらず、勤務年数や一定条件等を満たした者についてのみ厚生年金保険に加入させていた可能性を否定できない。

申立期間②について、申立人は、昭和40年8月までは継続してA社B出張所に勤務していたと主張しているが、当時、A社B出張所で申立人と一緒に勤務していたとする者は、「私が退職した昭和37年9月の時点では申立人は既に退職していた。申立人が退職した時期は覚えていないが、申立人が集金員となったときに預かっていた保証金（3万円）を申立人が退職するときに返したことを覚えている。」と証言している上、オンライン記録上、申立人は、A社に係る被保険者資格を35年7月13日及び40年8月11日の2回取得していることが確認できるところ、厚生年金保険記号番号はそれぞれ別の記号番号となっていることが確認できることから、申立人は、いったんA社B出張所を退職した可能性がうかがえる。

また、申立人は、A社B出張所に勤務しながら別の事業所にも勤務したと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間②のうち、昭和36年9月13日から同年10月31日までの期間はC社及び38年2月21日から39年1月21日までの期間はD社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、C社は、「当時、当社は、H県とI県に工場があったので、当社に係る被保険者記録があるのであれば、どちらかの工場に勤務していたものと思う。J県に在住したまま、当社に勤務していたとは考えられない。」としている上、申立人の元妻は、「申立人は、A社B出張所を辞めた後、D社に勤めた。」と証言しており、申立人の主張は不自然である。

申立期間③について、当時、E社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の証言により、申立人が、申立期間③の一部において、当該事業所に在籍していた可能性を否定できないものの、その者も申立人が勤務していた時期までは覚えていない上、雇用保険の取得日（昭和43年5月1日）はオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録上、昭和43年5月1日付けで10人の者が当該事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できるところ、39年7月

1日から43年5月1日までの期間に当該事業所に係る被保険者資格を取得した者（25人）で事情を聴取できた8人のうちの2人は、それぞれ「昭和43年ごろに、一度に10人もの従業員が入社したことは無かったと思う。」、「当時、3か月の試用期間があり、その期間は年金記録に反映されていない。」と証言していることを踏まえると、当該事業所は、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

さらに、当該事業所は既に全喪している上、当該事業所の解散時に役員であった者は、「当時の代表取締役は既に死亡し、E社の関係資料は既に処分されていると思う。」と証言しているほか、前述の8人に事情を聴取しても、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。